

目 次

津市条例

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市規則

津市美杉総合文化センター内多目的ホール及び会議施設に関する規則の一部を改正する規則

津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

津市収納代理金融機関の指定についての一部の改正

放置自転車等の撤去及び保管

津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定についての一部の改正

議決を経た予算の公表

津市議会定例会の招集

国民健康保険被保険者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

公示送達

津市公告

犬の抑留

平成31年1月分津市農用地利用集積計画の決定

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

津市上下水道事業告示

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定についての一部の改正

津市下水道排水設備指定工事店の取消し

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

津市市議会議員の補欠選挙を行うべき事由の発生に関する告示

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

雲出井土地改良区総代会総代選挙における候補者の届出等の書類の提出場所

榊原財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 号

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市職員定数条例（平成 25 年津市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「1, 549 人」を「1, 561 人」に改め、同条第 3 号中「383 人」を「371 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第2号

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成25年津市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 屋外多目的広場

第7条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第 3 （第 7 条関係）

屋外多目的広場の使用料

単位 円

使用区分	使用料		超過使用料	
営利又は宣伝を目的とする場合	2 時間 以内	4 0 0	1 時間 （ 1 時 間未満 は、1 時間と する。） 増すご とに	2 0 0
その他の場合		2 0 0		1 0 0

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 屋外多目的広場の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 18 年津市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表中

津市立南立誠幼稚園 津市立北立誠幼稚園	津市桜橋二丁目 39 番地 津市江戸橋一丁目 76 番地 2	を
津市立南立誠幼稚園	津市桜橋二丁目 39 番地	に

改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市美杉総合文化センター内多目的ホール及び会議施設に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第2号

津市美杉総合文化センター内多目的ホール及び会議施設に関する規則の一部を改正する規則

津市美杉総合文化センター内多目的ホール及び会議施設に関する規則（平成26年津市規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市美杉総合文化センター内多目的ホール等に関する規則

第1条中「内多目的ホール」の次に「、屋外多目的広場」を加える。

第4条中「多目的ホール・会議施設使用（使用変更）許可申請書」を「多目的ホール等使用（使用変更）許可申請書」に改める。

第5条中「多目的ホール・会議施設使用（使用変更）許可書」を「多目的ホール等使用（使用変更）許可書」に改める。

第7条中「多目的ホール・会議施設使用許可取消届」を「多目的ホール等使用許可取消届」に改める。

第9条中「多目的ホール・会議施設使用料減免申請書」を「多目的ホール等使用料減免申請書」に改める。

第10条第2項中「多目的ホール・会議施設使用料還付申請書」を「多目的ホール等使用料還付申請書」に改める。

第1号様式中「多目的ホール・会議施設使用（使用変更）許可申請書」を「多目的ホール等使用（使用変更）許可申請書」に、

「多目的ホール
会 議 施 設」を「多目的ホール
屋外多目的広場
に、
会 議 施 設」

多目的ホール	楽屋	シャワー室
会議室 1	会議室 2	

を

多目的ホール	楽屋	シャワー室
屋外多目的広場	会議室 1	会議室 2

に改める。

第 2 号様式（表）中「多目的ホール・会議施設使用（使用変更）許可書」を「多目的ホール等使用（使用変更）許可書」に、

「多目的ホール
会 議 施 設」を「多目的ホール
屋外多目的広場
会議施設」に、

多目的ホール	楽屋	シャワー室
会議室 1	会議室 2	

を

多目的ホール	楽屋	シャワー室
屋外多目的広場	会議室 1	会議室 2

に改める。

第 3 号様式中「多目的ホール・会議施設使用許可取消届」を「多目的ホール等使用許可取消届」に、

「多目的ホール
会 議 施 設」を「多目的ホール
屋外多目的広場
会議施設」に、

多目的ホール	楽屋	シャワー室
会議室 1	会議室 2	

を

多目的ホール	楽屋	シャワー室
屋外多目的広場	会議室 1	会議室 2

に改める。

第 4 号様式中「多目的ホール・会議施設使用料減免申請書」を「多目的ホール等使用料減免申請書」に、

「多目的ホール
会 議 施 設」を「多目的ホール
屋外多目的広場
会議施設」に、

多目的ホール	楽屋	シャワー室
会議室 1	会議室 2	

を

多目的ホール	楽屋	シャワー室
屋外多目的広場	会議室 1	会議室 2

に改める。

第 5 号様式中「多目的ホール・会議施設使用料還付申請書」を「多目的ホール等使用料還付申請書」に、

「多目的ホール
会 議 施 設」を「多目的ホール
屋外多目的広場
会議施設」に、

多目的ホール	楽屋	シャワー室
会議室 1	会議室 2	

を

多目的ホール	楽屋	シャワー室
屋外多目的広場	会議室 1	会議室 2

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 1 年 3 月 1 5 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 屋外多目的広場の使用に係る手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

津市告示第 1 3 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 1 年度の津市営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成 3 1 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 3 , 1 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 3 , 1 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 3 , 4 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 8 , 8 0 0 円
白塚団地 5 号館	3 9 , 7 0 0 円
一身田アパート 1 0 3 号、1 0 4 号、2 0 1 号から 2 0 4 号まで及び 3 0 1 号から 3 0 4 号まで	3 9 , 1 0 0 円
一身田アパート 1 0 1 号及び 1 0 2 号	3 9 , 1 0 0 円
上浜六丁目住宅	8 , 1 0 0 円
旭町 C B アパート	1 3 , 0 0 0 円
下部田簡耐住宅	8 , 1 0 0 円
大井アパート	2 5 , 0 0 0 円
大井住宅 A - 1 号から A - 1 2 号まで、A - 1 5 号から A - 1 8 号まで、D - 1 号から D - 4 号まで及び D - 2 3 号から D - 2 6 号まで	3 7 , 5 0 0 円
大井住宅 D - 1 5 号から D - 2 0 号まで	3 7 , 5 0 0 円
大井住宅 A - 1 3 号、A - 1 4 号及び D - 5 号から D - 1 4 号まで	3 8 , 0 0 0 円
大井住宅 C - 1 7 号から C - 2 5 号まで、C - 2 7 号及び C - 2 8 号	3 8 , 0 0 0 円
大井住宅 C - 1 号から C - 1 6 号まで	3 8 , 8 0 0 円

大井住宅B－12号からB－27号まで	39,800円
大井住宅B－4号からB－11号まで	39,700円
大井住宅B－2号及びB－3号	39,700円
高洲町アパート1号館	15,200円
高洲町アパート2号館	17,800円
高洲町アパート3号館	23,100円
高洲町アパート4号館	25,000円
高洲町アパート5号館	26,000円
高洲住宅7番1号から7番4号まで、7番21号から7番24号まで、10番1号から10番4号まで、19番7号から19番12号まで、22番1号から22番12号まで及び23番1号から23番24号まで	39,700円
高洲住宅18番1号から18番10号まで、18番15号から18番41号まで、18番43号から18番49号まで及び19番1号から19番6号まで	39,700円
高洲住宅6番1号から6番12号まで、7番5号から7番8号まで、7番17号から7番20号まで、10番5号から10番8号まで、11番1号から11番12号まで、11番15号から11番22号まで及び14番1号から14番18号まで	40,700円
高洲住宅3番1号から3番12号まで、7番10号から7番16号まで及び10番9号から10番24号まで	40,700円
新町2号館アパート	16,700円
新町3号館アパート	15,100円
新町4号館アパート	15,100円
千鳥アパート	42,800円
阿漕B住宅	9,300円
阿漕C住宅	9,300円

阿漕 1 号館アパート	1 3, 8 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 4, 6 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 8, 1 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 2, 0 0 0 円
朝夕 1 号館アパート	1 1, 7 0 0 円
朝夕 2 号館アパート	1 2, 8 0 0 円
朝夕 3 号館アパート	1 3, 4 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 1, 6 0 0 円
藤水団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 2 号、3 0 1 号 及び 3 0 2 号	3 9, 9 0 0 円
藤水団地 2 号館 1 0 1 号及び 1 0 2 号	4 4, 7 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 1, 2 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 3 号、3 0 1 号、3 0 3 号、4 0 1 号及び 4 0 3 号	5 1, 6 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1 0 1 号から 1 0 3 号まで、 2 0 2 号、3 0 2 号及び 4 0 2 号	4 2, 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 0, 9 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 2, 0 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1, 7 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 3, 1 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2, 5 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 4, 4 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 4, 9 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 5, 3 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 5, 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 5, 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 5, 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7, 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 2, 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2, 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 4, 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 5, 2 0 0 円

ぜにやま団地 1 7 号館	2 8 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 8 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 7 , 2 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 8 , 5 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 9 , 9 0 0 円
藤方団地 3 号館	3 0 , 1 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 8 , 9 0 0 円
城山アパート	1 1 , 2 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5 , 4 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 5 , 4 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
小森団地 1 号館	4 5 , 9 0 0 円
小森団地 2 号館	4 2 , 5 0 0 円
高茶屋住宅	8 , 7 0 0 円
里ノ上A住宅	8 , 1 0 0 円
里ノ上B住宅	8 , 4 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 3 号、1 0 4 号、2 0 3 号、2 0 4 号、3 0 3 号及び 3 0 4 号	7 2 , 7 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 2 号、1 0 5 号、2 0 2 号、2 0 5 号、3 0 2 号及び 3 0 5 号	6 8 , 2 0 0 円
雲出 1 号館 2 0 1 号、2 0 6 号、3 0 1 号及び 3 0 6 号	6 7 , 6 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 1 号	6 7 , 6 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 6 号	7 0 , 0 0 0 円
雲出 2 号館 2 0 3 号から 2 0 6 号まで及び 3 0 3 号から 3 0 6 号まで	7 4 , 7 0 0 円
雲出 2 号館 2 0 2 号、2 0 7 号、3 0 2 号及び 3 0 7 号	6 9 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 2 0 1 号、2 0 8 号、3 0 1 号及び	6 9 , 2 0 0 円

308号	
雲出2号館102号及び107号	69,900円
雲出2号館108号	69,200円
雲出2号館101号	71,700円
雲出2号館103号から106号まで	74,700円
野村団地	11,100円
野村東団地	10,400円
相川団地	12,500円
森団地1号から12号まで	8,300円
森団地13号から24号まで	8,800円
森団地33号から41号まで及び43号から45号まで	10,200円
森団地46号から57号まで	10,200円
森団地25号から32号まで	8,700円
森団地58号から72号まで	11,700円
森団地73号から79号まで	10,500円
森団地80号から89号まで	14,400円
中町団地A	26,800円
中町団地B	28,900円
相川西団地A	28,600円
相川西団地B	36,700円
明神団地	35,700円
北口団地A	37,100円
北口団地B	40,000円
桃里団地A	44,700円
桃里団地B	52,100円
桃里団地C	46,400円
桃里団地D101号及び107号	108,300円
桃里団地D102号から104号まで、202号から204号まで、302号から304号まで、402号から404号まで、502号から504号まで及び602号から604号まで	89,200円

桃里団地D 1 0 5 号、1 0 6 号、2 0 5 号、2 0 6 号、3 0 5 号、3 0 6 号、4 0 5 号、4 0 6 号、5 0 5 号、5 0 6 号、6 0 5 号及び6 0 6 号	8 9, 3 0 0 円
桃里団地D 2 0 1 号、2 0 7 号、3 0 1 号、3 0 7 号、4 0 1 号、4 0 7 号、5 0 1 号、5 0 7 号、6 0 1 号及び6 0 7 号	1 0 7, 2 0 0 円
青木団地 1 号から 3 号まで、5 号から 7 号まで、1 0 号から 1 3 号まで及び 1 6 号から 1 9 号まで	1 3, 7 0 0 円
青木団地 8 号、9 号、1 4 号、1 5 号、2 0 号から 3 5 号まで、3 7 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 4 6 号まで	1 7, 4 0 0 円
藤ヶ丘団地 1 号から 3 号まで、5 号から 2 4 号まで及び 2 6 号から 3 7 号まで	2 7, 8 0 0 円
藤ヶ丘団地 3 8 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 7 4 号まで	2 8, 5 0 0 円
殿町住宅	3 7, 6 0 0 円
新横山住宅	3 7, 9 0 0 円
美里第 1 住宅 A 棟	3 4, 6 0 0 円
美里第 1 住宅 B 棟	3 4, 6 0 0 円
美里第 2 住宅 1 号館	1 7, 4 0 0 円
美里第 2 住宅 2 号館	1 7, 4 0 0 円
片野団地 A 棟	3 6, 7 0 0 円
片野団地 B 棟	3 6, 7 0 0 円
新沢田団地	1 7, 2 0 0 円
奥津団地	5, 5 0 0 円

津市告示第 1 4 号

津市収納代理金融機関の指定（平成 1 8 年津市告示第 3 号）の一部を次のように改正し、平成 3 1 年 2 月 2 5 日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「三重信用金庫」を「桑名三重信用金庫」に改める。

津市告示第 1 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 3 1 年 1 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 1 月 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 1 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 1 月 1 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 1 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 3 1 年 1 月 1 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 1 月 1 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 1 月 1 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 1 月 2 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 3 1 年 1 月 2 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 1 月 2 8 日
アスト公共自転車等駐車場	4 3	平成 3 1 年 1 月 2 9 日
大門地内	1	平成 3 1 年 1 月 2 9 日
分部地内	1	平成 3 1 年 1 月 2 9 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 16 号

津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定（平成 29 年津市告示第 53 号）の一部を次のように改正し、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

平成 31 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「三重信用金庫」を「桑名三重信用金庫」に改める。

津市告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 31 年 2 月 4 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 30 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 30 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成30年度津市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度津市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,441,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		7, 108, 636	10, 423	7, 119, 059
	2 県 補 助 金	2, 027, 678	10, 423	2, 038, 101
18 寄 附 金		54, 212	22, 500	76, 712
	1 寄 附 金	54, 212	22, 500	76, 712
19 繰 入 金		8, 685, 308	8, 249	8, 693, 557
	2 基 金 繰 入 金	8, 558, 671	8, 249	8, 566, 920
22 市 債		11, 390, 000	1, 000	11, 391, 000
	1 市 債	11, 390, 000	1, 000	11, 391, 000
歳 入 合 計		112, 399, 229	42, 172	112, 441, 401

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14, 074, 718	30, 500	14, 105, 218
	1 総 務 管 理 費	12, 073, 809	30, 500	12, 104, 309
6 農 林 水 産 業 費		2, 563, 711	10, 423	2, 574, 134
	1 農 業 費	1, 580, 148	10, 423	1, 590, 571
10 教 育 費		12, 688, 822	1, 249	12, 690, 071
	5 社 会 教 育 費	2, 262, 250	1, 249	2, 263, 499
歳 出 合 計		112, 399, 229	42, 172	112, 441, 401

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	放課後児童クラブ施設整備等事業	1,128

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市議会議員補欠選挙印刷製本費	平成 3 1 年度	1,725
市議会議員補欠選挙ポスター掲示場製作等業務委託	平成 3 1 年度	8,102

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
放課後児童施設整備事業	68,200	69,200

平成 3 0 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 事業費	津駅前北部土地区画整理事業（1号公園整備工事）	80,000

津市告示第 18 号

平成 31 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 31 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 31 年 2 月 20 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 19 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 31 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1 0 6 3 6 6	平成 30 年 10 月 1 日	平成 31 年 1 月 28 日
9 2 0 9 6 3 3	平成 30 年 11 月 5 日	平成 31 年 1 月 10 日
9 2 3 6 6 2 9	平成 30 年 10 月 1 日	平成 31 年 1 月 28 日

津市告示第 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 2 0 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南出自治会

三重県津市白山町南出 2 9 6 番地 1

代表者 栗原 ひとみ

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	橋本 忍 三重県津市白山町南出 3 1 8 番地
変更後	栗原 ひとみ 三重県津市白山町南出 6 5 7 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 1 月 2 7 日の総会において改選されたため。

下記の者の督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

平成31年2月14日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	平成２９年度市民税県 民税督促状第４期及び 平成３０年度市民税県 民税督促状第２期から 第４期まで

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 2 号

下記の者の市民税県民税督促状、配当計算書（謄本）及び差押解除通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税県 民税督促状第 2 期から 第 4 期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇	平成 3 0 年度市民税県 民税督促状第 3 期から 第 4 期まで
〇〇	〇〇〇〇 〇 〇〇〇 〇〇〇	平成 3 0 年度市民税県 民税督促状第 2 期から 第 4 期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	配当計算書（謄本）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	差押解除通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 13 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 31 年 2 月 1 日
- 2 抑留期間 平成 31 年 2 月 8 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市大里窪田町	雑種	白	雄	中	9 1 日 以上	首輪：青色、 リード（茶 色）

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
三重県津保健所 衛生指導課
電話 059-223-5112

津市公告第 1 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 3 1 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 15 号

津市美里町家所ほか 2 地区の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

家所 4 地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 31 年 2 月 8 日から同月 28 日までの 20 日間

上記期間のうち、土曜日、日曜日及び休日は除きます。ただし、同月 16 日については、家所区民センターにて行います。その他の期間は、津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室又は家所区民センター

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 16 号

津市美里町五百野の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

外山地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 31 年 2 月 8 日から同月 28 日までの 20 日間

上記期間のうち、土曜日、日曜日及び休日は除きます。ただし、同月 24 日については、外山集会所にて行います。その他の期間は、津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室又は外山集会所

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 17 号

津市美里町五百野の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

外山 2 地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 31 年 2 月 8 日から同月 28 日までの 20 日間

上記期間のうち、土曜日、日曜日及び休日は除きます。ただし、同月 24 日については、外山集会所にて行います。その他の期間は、津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室又は外山集会所

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 18 号

津市芸濃町林の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

林川原 7 地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 31 年 2 月 8 日から同月 28 日までの 20 日間

上記期間のうち、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 19 号

津市香良洲町の一部（砂原地区）の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 2 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

香良洲③地区の一部地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 31 年 2 月 14 日から同年 3 月 6 日までの 20 日間

上記期間のうち、同年 2 月 14 日から同月 18 日までの期間については、砂原区民会館にて行います。同月 19 日から同年 3 月 6 日までの期間のうち、土曜日及び日曜日を除く日については、津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進室又は砂原区民会館

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 20 号

津市香良洲町の一部（浜浦地区）の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 2 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

香良洲②地区の一部地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 31 年 2 月 14 日から同年 3 月 6 日までの 20 日間

上記期間のうち、同年 2 月 21 日から同月 27 日までの期間、同年 3 月 2 日及び同月 3 日については、浜浦区民会館にて行います。同年 2 月 14 日から同月 20 日までの期間及び同月 28 日から同年 3 月 6 日までの期間のうち、土曜日、日曜日を除く日については、津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進室又は浜浦区民会館

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市上下水道事業告示第 3 号

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定について（平成 18 年津市水道局告示第 2 号）の一部を次のように改正し、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

平成 31 年 2 月 4 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

表中「三重信用金庫」を「桑名三重信用金庫」に改める。

津市上下水道事業告示第 4 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、同条例第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 2 月 6 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

指定を取り消した工事店

工事店名	所在地	取り消し日
株式会社倉口建設	松阪市大黒田町 3 0 0 番地	平成 3 1 年 1 月 2 8 日

津市上下水道事業告示第 5 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 2 月 8 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社 J S I	津市白山町北家城 1 0 0 0 番地	平成 3 1 年 1 月 8 日

津市上下水道事業告示第 6 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 31 年 2 月 8 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社グローウィ ンオール	大阪市港区磯路三丁目 2 4 番 1 1 号	平成 31 年 1 月 8 日

津市上下水道事業告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平成31年2月8日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社倉口建設	松阪市大黒田町300番地	平成31年1月1日

津市教育委員会告示第 2 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

平成 3 1 年 2 月 1 9 日（火） 午後 3 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 平成 3 0 年度津市一般会計補正予算（第 9 号）＜教委所管分＞について
- (2) 平成 3 1 年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
- (3) 平成 3 1 年度教育方針について
- (4) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について
- (5) 津市学校運営協議会規則の一部の改正について
- (6) 教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部の改正について

津市選挙管理委員会告示第6号

平成31年2月1日付けで、津市議会議長から津市議会議員に欠員を生じた旨の通知を受けたことにより、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定による津市議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたので告示する。

平成31年2月6日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

津市選挙管理委員会告示第7号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成31年2月7日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

移替えをしない期間 平成31年2月26日から同年4月7日まで

津市選挙管理委員会告示第8号

平成31年4月21日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成31年2月7日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

移替えをしない期間 平成31年3月23日から同年4月21日まで

津市選挙管理委員会告示第9号

平成31年3月5日執行予定の雲出井土地改良区総代会総代選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成31年2月7日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

提出場所 雲出井土地改良区事務所

津市選挙管理委員会告示第10号

平成31年3月20日執行予定の榊原財産区議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成31年2月7日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

移替えをしない期間 平成31年3月1日から同月20日まで